

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の趣旨

ふぐ処理者の認定制度が全国で平準化され、国内に流通する処理済みのふぐの安全性が確保されることから、ふぐ加工製品の取扱い等の届出に係る規定を削除するなど、神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和 34 年条例第 26 号）を改正することに伴い、関連規定を整備する。

2 改正の内容

- (1) ふぐ加工製品の取扱い等の届出制度の廃止に伴い、関連規定を整備する。
（第 1 条、第 1 条の 2、第 13 条、第 15 条～第 18 条、第 21 条、第 22 条の 2、第 13 号様式～第 16 号様式、第 20 号様式及び第 20 号様式の 2 関係）
- (2) ふぐ包丁師試験の学科試験の科目を改正する。（第 3 条関係）
- (3) 知事が適当と認めるふぐの取扱いに関する試験の規定を改正する。（第 7 条及び別表関係）
- (4) 営業者及びふぐ包丁師の遵守事項について、知事が衛生上必要と認める事項を規定する。（第 13 条関係）
- (5) その他、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日